

令和6年度「豊橋子育て情報ガイドブック」協働制作事業者募集要領

豊橋市の子育て支援情報を掲載した「豊橋子育て情報ガイドブック」(以下「ガイドブック」という。)を制作し、豊橋市に無償提供していただける協働事業者(以下「事業者」という。)を募集します。

1. 事業名

豊橋子育て情報ガイドブック協働制作事業

2. 事業期間

協定締結日から令和10年5月31日まで

(令和7年度分の制作から令和9年度分の配布期間終了まで)

3. 事業内容

別紙『豊橋子育て情報ガイドブック』協働制作事業仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

4. 費用負担

企画、編集、印刷製本及び納品など、仕様書で定めるガイドブックの制作に要する一切の費用は、事業者が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、本市は一切の費用を負担しないものとする。

5. 募集スケジュール

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 応募書類の提出期間 | 令和6年9月9日(月)～令和6年10月4日(金) |
| (2) 提出に関する質問 | 令和6年9月9日(月)～令和6年9月17日(火) |
| (3) 質問に対する回答 | 令和6年9月26日(木) |
| (4) 審査結果の通知 | 令和6年10月下旬 |
| (5) 協定書の締結 | 令和6年11月上旬 |

6. 応募資格

次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 応募書類の提出日現在において、令和6年度豊橋市入札参加資格者名簿(物品等)に登録されていること。
- (3) 本事業の公告の日から契約候補者特定までの間において、「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領」による入札参加停止の期間がないこと。
- (4) 本事業の公告の日から契約候補者特定までの間において、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結)に基づく排除処置を受けていないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) ガイドブックと同種または類似する冊子の発行業務について、実績を有する者であること。

7. 応募書類の提出

(1) 提出書類（各 1 部）

- ア 豊橋子育て情報ガイドブック制作申込書（様式 1）
- イ 企画提案書（様式 2）
- ウ 過去に制作した同種、同類の冊子見本
- エ 会社概要（パンフレットなど）

(2) 提出先

豊橋市こども未来部子育て支援課

所在地：〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町 1 番地（東館 2 階）

電話：0532-51-2233 ファックス：0532-56-1705

電子メールアドレス：kosodate@city.toyohashi.lg.jp

(3) 提出方法

紙媒体にて、持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日 8 時 30 分から午後 5 時まで）、メール又は郵送（書留郵便に限る）とする。

(4) 提出期限

令和 6 年 10 月 4 日（金）午後 5 時必着

8. 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 質問先

7（2）に同じ

(2) 質問期間

令和 6 年 9 月 9 日（月）から令和 6 年 9 月 17 日（火）午後 5 時まで

(3) 質問方法

質問書（様式 3）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答期日

令和 6 年 9 月 26 日（木）

本市ホームページ上に質疑回答書を掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/24037.htm>

9. 評価基準及び事業者の選定手続

(1) 応募書類に基づき、「豊橋市子育て情報ハンドブック等広告審査委員会」にて、以下の評価項目について採点のうえ、合計点の最も高い事業者を候補者として選定します。

	評価項目	評価基準	配点
1	実施体制、制作スケジュール	・業務を的確に実施するために必要な人員や能力が確保されているか。 ・効率的に業務が進められるスケジュールとなっているか。	25
2	業務実績	・同種、同類の業務実績が十分あるか。優れているか。	10
3	掲載記事の制作方針	・わかりやすく、利用しやすくなる工夫がなされているか。 ・記事と広告の区別がつきやすく、利用者が読みやすいレイアウトとなっているか。 ・仕様書に提示した基準を上回る提案や利用者には有益な特集ページの企画など、独自の提案がなされているか。 ・その他、市や利用者には有益な提案があるか。	50
4	広告の選定方法	・事業経費を十分賄える広告集稿の見込みがあるか。 ・利用者には有益な広告を掲載する取組がされているか。	15
合計（審査員1人につき）			100

(2) 選定結果については、応募者に対し文書で通知します。また、選定した事業者の所在及び名称並びに連絡先については、市ホームページにおいて公表します。

(3) 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として選定します。

10. 契約の締結

ガイドブックの制作及び無償提供の手続きに関して、本市と契約候補者双方で協定書を取り交わすものとします。

ただし、契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次順位の者から順に繰り上がるものとします。

- (1) 「6. 応募資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき
- (2) 提案内容が無効、実行不可能になったとき
- (3) その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

11. その他

- (1) この要領に適合しない者、虚偽の内容が記載されている者は失格となります。
- (2) 提案書類提出後の修正、差し替え、追加、削除または変更は認めません。
- (3) 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けません。
- (4) 提出に要する費用は、応募者の負担とします。
- (5) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (6) この要領に定めるもののほか、必要事項は子育て支援課が定めるものとします。